

## 規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第四号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「及び第六条」を「、第四条及び第七条」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。次号及び第六号において「住宅品質確保法」という。）第六条の二第三項の確認書又は同条第四項の住宅性能評価書（いずれも法第六条第一項第一号に掲げる基準に適合しているものに限る。以下この号において「確認書等」という。）の交付を受けている場合 当該確認書等又はその写し

第一条第四号を削り、同条第五号中「第七号」を「第六号」に改め、同条同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号中「第三項」を「第五項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「第四条第一号」を「第五条第一号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号中「第四条第二号」を「第五条第二号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号中「第四条第三号本文」を「第五条第三号本文」に改め、同号を同条第九号とし、同条に次の一号を加える。

十 その他知事が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

第二条第一号中「前条第五号」を「前条第四号」に、「表」を「表一又は表二」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二号中「前条第六号」を「前条第五号」に、「表」を「表一又は表二」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三号中「。次条において同じ」を削り、「表」を「表一又は表二」に改める。

第三条中「変更の認定申請」の下に「（法第八条第二項において準用する法第五条第一項から第五項までの規定による変更の認定の申請をいう。）」を加える。

第六条を第七条とする。

第五条中「第十条」を「第十一条」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（容積率の特例に係る許可申請）

第四条 省令第十八条第一項に規定する知事が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一に掲げる付近見取図、配置図、各階平面図及び二面以上の立面図並びに同項の表二の（二十九項）に掲げる日影図（建築基準法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。）

二 その他知事が必要と認めるもの

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「苗字姓」を「担当者氏名」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第二号中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」と、「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「担当者印」を「担当者氏名」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第三号中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」と、「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「担当者印」を「担当者氏名」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

様式第四号中「（第6条関係）」を「（第7条関係）」と、「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、「担当者印」を「担当者氏名」に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 ※印の欄には、記入しないでください。

第二条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「第七条」を「第八条」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 第六条本文に規定する基準に適合することが明らかでない場合 当該基準に適合することを確認できる図書

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。  
（自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準）

第六条 法第六条第一項第四号に規定する自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準は、認定申請に係る建築物を次の区域において建築しようとするものではないこととする。ただし、当該区域の廃止若しくは指定の解除が決定している場合又は短期間で当該区域の廃止若しくは指定の解除が

確實と見込まれる場合は、この限りでない。

- 一 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域
  - 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
  - 三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域
- 様式第二号及び様式第三号中「(海9※溜※)」を「(海7※溜※)」に改める。

様式第四号中「(海7※溜※)」を「(海8※溜※)」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和四年二月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第一条の規定（様式第一号の改正規定、様式第二号及び様式第三号の改正規定（「(海5※溜※)」を「(海6※溜※)」に改める部分を除く。）、様式第四号の改正規定（「(海9※溜※)」を「(海7※溜※)」に改める部分を除く。）に限る。）並びに附則第四項の規定 公布の日
  - 二 第二条の規定及び附則第五項の規定 令和四年四月一日
- （経過措置）
  - 2 第一条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第一条の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る図書について適用し、同日前にされた申請に係る図書については、なお従前の例による。
  - 3 前項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第一条第三号の規定は、当分の間、なおその効力を有する。
  - 4 この規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
  - 5 第二条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第六条の規定は、附則第一項第二号に定める日以後にされる申請に係る基準について適用し、同日前にされた申請に係る基準については、なお従前の例による。  
（埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正）
  - 6 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第十五号委任事務の欄10中「第  
四条第三号ただし書」を「第五条第三号ただし書」に改める。